



2023

健康経営優良法人

Health and productivity

認定証

(中小規模法人部門)

法人名

東伸運輸株式会社

貴法人は、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」の取組が優良であると認められました
よって、ここに「健康経営優良法人 2023
(中小規模法人部門)」として認定します
経済産業省及び厚生労働省と共に、今後一層
取組を推進されることを期待いたします

2023年3月8日

日本健康会議



健康宣言実施結果報告書

事業所名

東伸運輸株式会社

健康づくり
担当者名

小川幹人

項目		実施項目 にチェック	取組内容・実施結果(数値報告)
必須項目	1 健康宣言の社内外への発信・経営者自身の健診受診	✓	健康宣言への取り組みをHPやインスタに掲載して情報発信
	2 健康づくり担当者の設置	✓	
	3 (求めに応じて) 40才以上の従業員の健診データの提供	✓	
	4 健康経営の具体的な推進計画	✓	
	5 受動喫煙対策に関する取り組み	✓	社内の分煙の徹底
	6 健康経営の取り組みに関する評価・改善	✓	
	7 法令を遵守している	✓	
選択項目	① 社員の家族の健康にも積極的に取り組みます		
	② 定期健康診断の受診	✓	健康診断受診率100%を達成
	③ 受診勧奨の取り組み	✓	二次検診受診率向上のため、受診勧奨を徹底
	④ ストレスチェックの実施	✓	全社員対象に実施
	⑤ 管理職または一般社員に対する教育機会の設定	✓	定期的に健康に関する情報発信をして、従業員に意識付け
	⑥ 適切な働き方の実現		
	⑦ コミュニケーションの促進		
	⑧ 病気と治療と仕事の両立		
	⑨ 保健指導の実施		
	⑩ 食生活の改善		
	⑪ 運動機会の促進	✓	ウォーキングイベントを開催 (参加者59名⇒133名)
	⑫ 女性の健康保持・増進	✓	女性向け人間ドックを会社負担で受けれる (年齢要件有)
	⑬ 長時間労働者への対応		
	⑭ メンタルヘルス不調者への対応	✓	事業所の環境の見直しや本人へのサポートを実施
	⑮ 社員の感染症予防	✓	コロナウイルス対策を中心に徹底
	⑯ 喫煙率低下に向けた取り組み	✓	たばこの健康影響について定期的に発信

取り組み内容「PRシート」

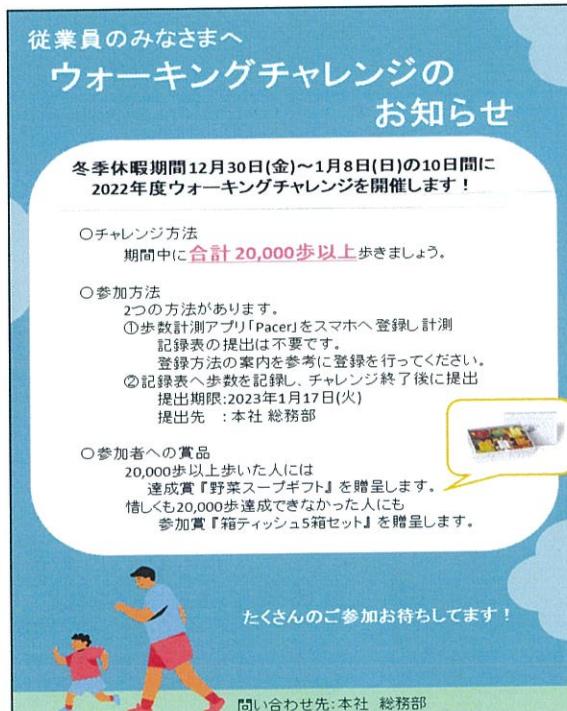
事業所名

東伸運輸株式会社

選択項目番号

⑪

ウォーキングイベントの参加賞品の見直しや、アプリの導入を行った結果、前回に比べて倍以上の方に参加いただきました。



選択項目番号

⑫

女性向けの巡回健診や人間ドックに限らず、男性の人間ドックも年齢の要件はありますが、会社の負担で受診できるようになりました。

[2022年5月] 東伸運輸株式会社 総務部

半日人間ドック受診費用全額会社負担について

標記の件につきまして、福利厚生の一環及び従業員の皆様の健康管理の一助になるべく、2022年度より以下の通り進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

記

半日人間ドック受診費用全額会社負担
(半日人間ドック及び女性の半日人間ドック内容(定期健康診断の法令上必須項目全て含む)のみ、それ以外は自費)

○対象者：40歳以上からの年齢5歳刻みの人
例) 2022年度の場合 → 2022年度（2022年4月1日～2023年3月31日）中に
40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳…となる人

○手続き方法：各自で半日人間ドック実施健診機関に手当する。
半手渡し（愛知県トック健保加入している東伸運輸の〇〇（氏名）です」と伝える。
②手渡す旨記入せなきゃいけない”半日人間ドック手当完了報告書”にて総務部へ報告する。
③半日人間ドックを受診し、費用立て札を支払いをする。
④送る際、領収証を発行してもらう。※別名・会社名
⑤領収証を総務部へ提出する。
⑥会社から領収証の金額が後日、始終口座に振り込みにて支給される。※審査済

○注意点：(受診日は出勤扱いではなくなりいため、有給休暇等で対応)
①健康保険組合の事業所名称が「東伸運輸株式会社」の場合
A) 愛知県トック事業健康保険組合の定期健診機関で受診された場合
-費用立て札は健保補助を除いた全額
-定期健診機関：愛知県トック事業健康保険組合ホームページ参照
B) それ以外の健診機関で受診された場合
-費用立て札
-健康保険組合へ申請用紙を記入し総務部へ提出
-申請用紙：“一泊・半日人間ドック・婦人科健診・前立腺検査費用申請書”
(愛知県トック事業健康保険組合ホームページから印刷可能)
②健康保険組合の事業所名称が「東伸運輸株式会社」以外の場合
-被保険者の健保等にその旨申請し、個人負担分領収証を当社総務部へ提出
-申請できない場合は、全額領収証を当社総務部へ提出
○半日人間ドック受診時の定期健康診断免除の条件：以下2項目いずれも該当した場合（①項はいずれか）
a.会社定期健康診断受診期間の前後1ヶ月以内に半日人間ドックを受診した場合
b.半日人間ドック等を毎年定期的に受診している場合
c.半日人間ドック受診結果を会社へ提出した場合

以上